

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年3月16日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

「烏山地域蘆花まつり」周遊型謎解きイベント企画運營業務委託

(2) 目的

例年地域まつりとして開催してきた「烏山地域蘆花まつり」を昨年度に引き続き、第2回目の謎解きイベントとして開催することにより、今後開催される烏山地域蘆花まつりへの参加意欲や烏山地域の魅力をPRすることを目的としている。よって今回、事業者の資質・アイデア等を公募・評価し、適正な事業者に業務委託を行うものである。

(3) 履行期間（期限）

契約締結後から令和4年12月28日（水）まで（予定）

(4) 業務内容

業務については、以下の内容とする。なお、以下は予定の内容であり、細部については変更となる場合がある。

- ①全体構成・シナリオの作成
- ②問題・ヒントの作成
- ③問題設置個所の選定と交渉
- ④問題パネル等の作成及び設置
- ⑤ちらし、ポスターのデザイン作成
- ⑥謎解きキットの作成、印刷
- ⑦特設サイトの作成及び運営
- ⑧広報
- ⑨問題設置個所の定期巡回とメンテナンス
- ⑩参加人数の集計等実施報告書の作成

2. 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、又は登録されることに特段の支障がない法人であること。後者の場合は、必要書類（「5. 手続等（3）参加表明書の受領期限、提出場所及び方法 ④提出書類」を参照のこと）を参加表明書に添えて提出した上で、区から本件の参加資格があることを確認された者であること。

- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 区から指名停止又は入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 委託事業者になろうとする法人及びその役員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団員または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。
- (2) 参加資格要件を満たしている者には、招請通知を送付し、参加資格要件を満たさなかった者には、その旨を郵送にて通知する。
通知日：令和4年4月6日（水）

4. 提案書を特定する評価基準

(1) 審査

「烏山地域蘆花まつり周遊型謎解きイベント企画運營業務委託事業者審査委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて審査する。

(2) 審査基準

①第一次審査

提案書と見積書に基づき書類審査を行う。

ア 実施体制に関する事項

- ・業務全体における実施体制
- ・区との連絡体制
- ・突発的事項に対する体制（定期巡回、メンテナンス作業含む）
- ・区の要請に応じた柔軟な対応の可否
- ・作業スケジュール、役割分担の妥当性
- ・個人情報等の管理体制の妥当性

イ 企画概要、シナリオ提案、作成可能な問題数

- ・企画概要、シナリオ提案（市場の動向の考慮の有無）
- ・烏山地域蘆花まつりの意義や地域特性の理解
- ・デザイン等の技術能力
- ・動画や特設サイトの作成能力、編集能力、運営方法
- ・広報手段や広報媒体

ウ 過去における類似する業務の実績

エ 見積金額の妥当性

②第二次審査

提案書に基づき提案者によるプレゼンテーションを行う。

ア 専門技術力（謎解きに関する知識や企画力）

- イ 臨機応変に対応する力（災害やトラブル等の突発的な事項に対し、迅速に対応する能力）
- ウ コミュニケーション能力
- エ 企画の実現性
- オ 取り組み意欲

5. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区烏山総合支所地域振興課地域振興・防災担当 木屋村・土肥
〒157-8555 世田谷区南烏山6-22-14 4階
電話：03-3326-9249/FAX：03-3326-1050

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和4年3月16日（水）～令和4年3月30日（水）
午前9時～午後5時（土・日曜日・祝日を除く）

②交付場所及び方法

世田谷区ホームページよりダウンロード又は上記（1）にて窓口配布（土・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

【URL】<https://www.city.setagaya.lg.jp/karasuyama/001/003/d00191020.html>

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

① 期限 令和4年3月30日（水）午後5時まで（必着）

② 場所 上記（1）に同じ。

③ 方法 持参、郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

※郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと

④ 提出書類（各1部）

ア 「参加表明書」（様式1）

イ 「事業者概要及び実績」（様式2）

ウ 「登記事項証明書」（発行年月日から3ヶ月以内のもの）

エ 「法人に関する書類（定款等）」

オ 「会計に関する書類（直近の収支計算書等）」

カ 「納税証明書（法人事業税・法人税・消費税）」（発行日から3ヶ月以内。写しも可。）

キ 「都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書」（発行日から3ヶ月以内。写しも可。）

※世田谷区の入札参加資格を有している場合は、ウ～キの書類提出を省略することができる。

⑤ 辞退 参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「参加辞退届」（様式3）を提出すること。

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び方法

①期限 令和4年5月9日（月）午後5時まで（必着）

②場所 上記（1）に同じ

③方法 持参または郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による

※郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと

④提出書類及び部数

正本 1部 A4版、両面刷り、文字サイズ12ポイント以上、カラー可、様式は自由だが表紙に、あて名「世田谷区」、タイトル、提出年月、事業者名を記載する。

副本 7部 上記正本と同じだが、表紙、本文等から事業者名が判断できるような記述を除く。

6. その他

- (1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- (2) 詳細な仕様、契約金額、候補者の組織体制等が提案どおり稼働できることを候補者と区の間で確認した後、受託事業者として契約を締結する。
- (3) 本件に関する説明会は実施しない。
- (4) 企画提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効のものとする。
- (6) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出された提案書は当事業の業者選定以外の目的に使用しない。なお、提出された提案書を公開する場合には事前に提出者の同意を得ることとする。
- (7) 提案書提出後においては、原則として提案書に記載した内容の変更を認めない。
- (8) 区は企画提案書の内容に拘束されないものとする。選定後、契約内容の仕様については区と選定事業者双方の協議により定める。
- (9) 区は、選定した事業者について契約締結が不相当と認められる事由が生じた場合は、選定を取り消すことができる。
- (10) 審査終了後、参加者には選定順位を含めた結果を通知する。また、当該案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）は区が公表できることとする。
- (11) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 契約書作成の要否 要
- (14) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (15) 関連情報を入手するための照会窓口 「12. 担当」に同じ。
- (16) 応募に当たり、知り得た情報については守秘義務を遵守すること。